

公衆衛生功労者（団体）表彰要領

平成25年4月22日制定

第1 趣旨

一般財団法人宮城県公衆衛生協会（以下「協会」という。）は、公衆衛生の向上を図り、健康で文化的な県民生活の建設に寄与することを目的として設立されたものである。この目的達成の一環として、宮城県公衆衛生研究振興基金（以下「基金」という。）を造成し、公衆衛生領域の研究に対し助成を行うとともに、公衆衛生活動に功労のあった個人（団体）を「公衆衛生功労者（団体）」として表彰し、広く顕彰してその業績をたたえるものである。

第2 対象

表彰の対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業績 公衆衛生領域の実践活動において独創的で優れた活動を行い、地域の公衆衛生の発展に寄与した業績
- (2) 資格 宮城県内に在住する個人並びに団体

第3 選考方法

基金運営委員会（以下、「委員会」という。）において毎年該当者（団体）を選考し、会長に推薦する。

第4 決定

委員会から受賞者の推薦を受けた会長は、「公衆衛生功労者（団体）」を決定し、その業績を公表し、表彰する。

第5 表彰内容

表彰の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 安西・野家賞 「公衆衛生功労者（団体）」に対して、安西勇氏及び野家美夫氏の功績を記念し賞状・楯を贈る。
- (2) 副賞 「公衆衛生功労者（団体）」に対して、副賞として賞金を贈る。

附 則

この要領は、平成25年4月22日から施行する。